



2009年1月19日

内閣総理大臣 麻生太郎 様

日本YWCA
会長 石井摩耶子
総幹事 川端 国世

要望書

ソマリア沖への海上自衛艦の派遣に反対し、平和憲法に立つ国際貢献を求めます

1月16日夜、麻生太郎首相は、政府・与党が海賊対策を口実に東アフリカ・ソマリア沖へ海上自衛隊を派兵させる新法などを協議していることについて記者団から問われ、海賊対策に関する1月20日の与党会合で合意が得られ次第、自衛隊法に基づく海上警備行動として海上自衛艦を派遣する考えであることを示しました。

私たち日本YWCAは、以下の理由により海上自衛艦のソマリア沖への派遣に強く反対します。

1. 国会議員の中には、海洋法に関する国際連合条約第100条及び第110条で、公海上で軍艦が海賊船を臨検する権利を認められていることを理由にあげ、自衛隊派兵の正当性を主張する声もあります。しかし、国内法である自衛隊法は「専守防衛」を前提として立法化されたものであり、その主旨から逸脱します。そして、海賊行為の阻止を大義名分に、武器を搭載し、正当防衛・緊急避難のための武器使用を可能とする自衛艦の派遣は、明らかに日本国憲法第9条に違反します。
2. 自衛隊法第82条の拡大解釈、また現在検討されているという新法は自衛隊の海外派兵恒久法の制定へとつながるものであり、絶対認めることはできません。
3. 海賊は組織犯罪であり、それに対応するのは海の警察である海上保安庁であるべきで、自衛隊ではありません。日本には、かつてマラッカ海峡で多発した海賊行為を海上保安庁が中心になった訓練支援や情報共有、技術提供などで沈静化させた実績があり、ソマリア沖においても、海上保安庁が周辺国への技術支援などで貢献すべきだと考えます。
4. 日本政府は、ソマリア沖の「海賊」を生み出す要因、つまり、ソマリア国内の長引く内戦による無政府状態、人々の疲弊と貧困、それを推し進めている先進国による武器輸出や日本を含む先進国の「アフリカの角」と呼ばれる海域での漁業資源の乱獲、さらにヨーロッパなどの廃棄物投機の実態を日本の市民に知らせ、今、ソマリアの市民が一番必要としている、平和と生活の安定を回復するために、和平プロセスを構築するためのイニシアティブを率先してとるべきです。

日本YWCAは、日本政府に対して、日本国憲法第9条を遵守し、ソマリア沖へ海上自衛艦を派遣する方針を直ちに撤回し、平和憲法に立つ国際貢献を検討し実行することを再度強く要望いたします。

以上

日本YWCA 四谷オフィス

〒160-0008 東京都新宿区三栄町6-12-2F Tel:03-5367-1872 fax:03-5367-1873